

建物や家財の補償をもっと充実させるために



自宅外家財 (6つの補償) 特約

・家財を保険の対象に含む「6つの補償プラン」の場合にセットできます。
 ・受託物賠償特約(保険金額100万円)をセットした契約については、保険期間の中途ではセットできません。

日本国内のみ

自宅外家財 (4つの補償+破損汚損) 特約

・家財を保険の対象に含む「4つの補償+破損汚損プラン」の場合にセットできます。
 ・受託物賠償特約(保険金額100万円)をセットした契約については、保険期間の中途ではセットできません。

外出時に持ち出したビデオカメラ等の家財(自宅外家財)に生じた損害を補償します。

自宅外家財 保険の対象は、建物が所在する敷地の外(ただし、日本国内に限ります。)に所在する記名被保険者、生計を共にする親族または同居の親族が所有する家財となります。ただし、以下の家財は保険の対象に含まれません。

- ・船舶、航空機、自動車、バイク、原動機付自転車、自転車、サーフボード、ラジコン
 - ・パソコン、携帯電話等の携帯式通信機器およびこれらの付属品
 - ・眼鏡、コンタクトレンズ、補聴器、義歯または義肢
 - ・動物および植物等の生物
 - ・通貨、小切手、手形その他の有価証券、印紙、切手、預貯金証書、クレジットカード、プリペイドカード、電子マネー、乗車券等(注)
 - ・証書(運転免許証、パスポートを含みます。)、帳簿、稿本、設計書、図案、プログラム、データ
- (注) 通貨、小切手、印紙、切手、預貯金証書および乗車券等に、盗難による損害が生じた場合は、保険の対象として取り扱います。

保険金をお支払いする主な場合

自宅外家財 保険金 「6つの補償プラン[自宅外家財(6つの補償)特約の場合]」または「4つの補償+破損汚損プラン[自宅外家財(4つの補償+破損汚損)特約の場合]」の「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、自宅外家財に損害が生じた場合、1回の事故につき、自宅外家財保険金額を限度に損害の額から免責金額(注)を差し引いた額を自宅外家財保険金としてお支払いします。ただし、通貨、小切手、印紙、切手、乗車券等の盗難は10万円、預貯金証書の盗難は100万円、貴金属等については1個または1組について100万円を損害の額の上限とします。
 (注) 自宅外家財特約の免責金額は、家財の免責金額と同額です。「風災・雹災・雪災支払条件変更(20万円以上事故補償)特約」をセットしている場合でも、自宅外家財特約には適用しません。

(例) 旅行中にカメラを誤って落としてこわしてしまいました。



(例) 路上でひったくりにあい現金などを盗まれた。



(例) 火災で別荘の家財が焼失した。(消防活動による水ぬれも補償)



(例) 仕送りをしている一人暮らしの大学生の息子の家が空き巣にあい、通帳などが盗まれた。



保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです。ただし、「建物がある敷地外にある家財に生じた事故による損害」は除きます(6ページ参照)。



屋外明記物件特約

すべての契約にセットできます。

保険申込書に明記された建物敷地内に所在する大型の車庫等(屋外明記物件)に生じた損害を補償します。

屋外明記物件 保険の対象は、建物敷地内に設置される次に掲げる特定の屋外設備等のうち保険申込書に明記したものとなります。

- ① 物置、車庫その他の付属建物で延床面積が66m²以上のもの
 - ② 物干、遊具、井戸、側溝、敷石その他の建物に定着していない屋外設備
- ※ 屋外明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした屋外明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額(注)を差し引いた額について、1回の事故につき、屋外明記物件保険金額を限度に損害保険金をお支払いします。
 (注) 屋外明記物件の免責金額は、建物の免責金額と同額です。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。



家財明記物件特約

家財を保険の対象に含む場合にセットできます。

保険申込書に明記された特定の貴金属等(家財明記物件)に生じた損害を補償します。

家財明記物件 保険の対象は、建物敷地内に収容される貴金属、宝石および美術品のうち保険申込書に明記したものとなります。ただし、家財明記物件全体で再調達価額1,000万円が限度となります。

※ 家財明記物件特約をセットしない場合の保険の対象については3ページを参照ください。

保険金をお支払いする主な場合

損害保険金 契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当する事故によって、保険の対象とした家財明記物件に損害が生じた場合に、損害の額から免責金額(注1)を差し引いた額について、1回の事故につき、家財明記物件保険金額を限度(注2)に損害保険金をお支払いします。
 (注1) 家財明記物件の免責金額は、家財の免責金額と同額です。
 (注2) 「盗難」または「破損、汚損等」が、契約プランの「保険金をお支払いする主な場合」に該当し、それらにより損害が生じた場合は、1回の事故につき、1個または1組ごとに100万円を限度とします。

保険金をお支払いしない主な場合

■ 契約プランの「保険金をお支払いしない主な場合」に該当する損害と同じです(6ページ参照)。

補償内容が同様の保険契約(火災保険以外の保険契約にセットされる特約や当社以外の保険契約を含みます。)が他にある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額、ご契約の要否をご確認いただいたうえでご契約ください。